

(5) 申告貨物が2つ以上ある場合の計算

貨物が複数ある場合において、1の申告書で輸入（納税）申告する場合の関税額の端数処理の方法は、その複数ある貨物の税額を合計し、**最後に百円未満の切捨て**をする。

■ 計算例

貨物 A の関税額

$$189,000 \text{ 円} \times 5.6\% = 10,584 \text{ 円} \cdots \text{イ}$$

貨物 B の関税額

$$231,000 \text{ 円} \times 12.6\% = 29,106 \text{ 円} \cdots \text{ロ}$$

$$\text{イ} + \text{ロ} = 39,690 \text{ 円} \rightarrow 39,600 \text{ 円}$$

(百円未満切捨て)



税額ごとに百円未満切捨てをしないように注意。

(6) 消費税額・地方消費税額の計算

$$\left(\begin{array}{c} \text{課税価格} + \text{関税額} \\ \text{(切捨て前} + \text{百円未満切捨て)} \end{array} \right) \times \text{消費税率} = \text{消費税額} \quad \text{(百円未満切捨て)}$$

$$\frac{\text{消費税額}}{\text{(百円未満切捨て)}} \times \text{地方消費税率} = \text{地方消費税額} \quad \text{(百円未満切捨て)}$$

■ 計算例

次の貨物について、納付すべき関税額、消費税額及び地方消費税額の合計を計算しなさい。

課税価格	関税率	消費税率	地方消費税率
25,800 円	12.5%	7.8%	消費税額の 22/78

■ 解答・解説

- ① まず初めに、関税額を求める。

$$25,000 \text{ 円} \times 12.5\% = 3,125 \text{ 円} \rightarrow 3,100 \text{ 円} \cdots \text{イ (関税額)}$$

(千円未満切捨て) (百円未満切捨て)

- ② 消費税額を求める。

$$(25,800 \text{ 円} + 3,100 \text{ 円}) = 28,900 \text{ 円} \rightarrow 28,000 \text{ 円}$$

$$(\text{切捨て前} + \text{イ}) \quad \text{(千円未満切捨て)}$$

$$28,000 \text{ 円} \times 7.8\% = 2,184 \text{ 円} \rightarrow 2,100 \text{ 円} \cdots \text{ロ (消費税額)}$$

(百円未満切捨て)

- ③ 地方消費税額を求める。

$$2,100 \text{ 円} \times \frac{22}{78} = 592 \text{ (} 307 \cdots \text{)} \rightarrow 500 \text{ 円} \cdots \text{ハ (地方消費税)}$$

(百円未満切捨て ※円位未満は切捨てる)

- ④ 問題文の指示に従い、合計する。

$$\text{イ} + \text{ロ} + \text{ハ} = 5,700 \text{ 円}$$



- ① 申告貨物が複数ある場合の端数処理の計算方法と同様に、関税額、消費税額、地方消費税額も各貨物の税額を合計し、最後に百円未満の切捨てをする。
- ただし、各貨物の消費税額、地方消費税額を計算する際の端数処理はその都度切捨てをする。
- ② 軽減税率対象貨物（飲食料品で、酒類は除く）は、消費税率 6.24%、地方消費税率 22/78 で計算する。

(7) 酒税の計算

酒税は従量税で、税率はkℓ当たりで決められている。

また、課税標準は、10 ml未満は切捨てる。

$$\text{課税標準} \times \text{税率} = \text{酒税額}$$

(10 ml未満切捨て)

消費税の計算方法は、これまでに学習した計算方法に酒税額を加える。

$$(\text{課税価格} + \text{関税額} + \text{酒税額}) \times \text{消費税率} = \text{消費税額}$$